

第24号議案

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「又は」に改め、「運用」の次に「又は福祉若しくは介護に関する業務に従事する人材の確保」を加える。

第2条中「県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする」を「予算で定める」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。